

ワイン県やまなし・県産酒販売促進キャンペーン 業務委託に係る企画提案 実施要領

令和2年7月

山梨県 観光文化部 観光振興課

1 趣旨

本事業は、県産ワインや日本酒など県産酒を消費した場合にインセンティブを付与するキャンペーンを実施することによって、今まで本県を認知していない方やワイン等に興味の無い方などに幅広くPRし、本県への観光客誘致や飲食店・宿泊施設等の利用を促進するとともに、ワイン等を中心とした観光消費額の増加を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

ワイン県やまなし・県産酒販売促進キャンペーン業務委託

(2) 実施期間

令和2年秋から令和3年3月末

(3) 事業内容

① コンセプト

県産ワインや日本酒など県産酒にインセンティブを付与するキャンペーンを実施するとともに、マスメディアやソーシャル・ネットワーキング・システム(SNS)などのメディアミックスによるPR手法を用いて、本県への観光客誘致や飲食店・宿泊施設等の利用促進を図る。

② ターゲット

山梨県民を含む東京圏在住者

③ ターゲットニーズ

県産ワインや日本酒など県産酒と山梨の食を飲食店等の魅力とともに味わい、リピート利用していただく。

④ PR手法等

県内飲食店・宿泊施設等における本県県産酒の消費にインセンティブを付与するキャンペーンを実施するとともに、ターゲットに訴求するイメージを、テレビ、新聞、SNS、インターネット、アウト・オブ・ホームメディア等のメディアミックスによりPRする。

また、クリッピング、広告換算費、到達度等の効果測定を行う。

令和2年度	1) 飲食店等における県産酒消費拡大キャンペーンの実施 ① 県内飲食店・宿泊施設等（400店舗以上）で県産ワイン・日本酒など県産酒を一定額購入・注文する毎に、県産品ノベルティグッズ（30,000名分以上）をもれなく配付するキャンペーンを実施する。
	2) 飲食店等における県産酒消費拡大キャンペーンの実施 ② 県内飲食店・宿泊施設等（400店舗以上）で県産酒を一定額購入・注文する毎に、スクラッチカード等による抽選形式により、一定額（1,000円程度）の飲食クーポンや県産酒が当たるプレゼント企画を実施する。
	3) キャンペーン参加店舗におけるPR 飲食店等における県産酒消費拡大キャンペーンの実施及び参加店舗・施設が一般客に分かるよう、店舗・施設等の内外に明示するなどのキャンペーンPRを実施する。
	4) マスコミやインターネット、アウト・オブ・ホームメディアによるPR ターゲットに訴求するため効果的なテレビ・新聞等マスコミの活用を含めてPRするとともに、SNS、インターネットによる情報発信、駅等におけるデジタルサイネージ・ポスター掲示等により効果的にPRする。
	5) その他 その他、イベントなどを組み合わせた効果的なPRや、内容を絞った情報発信を行う。

※ 上記表中のPR手法はあくまで想定であり、同等の効果が期待できる手法に置き換えて提案することは差し支えないものとする。

(4) PRの想定時期

令和2年度：秋から年度末にかけ、6か月間程度

※ PRの時期は概ね上記のとおり想定しているが、提案においてさらに効果的なPRが可能とする場合は、時期を変更しても差し支えない。

(5) 予算

令和2年度：28,303,000円（消費税込み）

3 調達方式

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

プレゼンテーション及び企画書による審査で、契約会社を1社選定する。

(1) 参加申込み

本企画提案に参加する場合は別紙1の参加申込書を、令和2年7月15日（水）17：00までに提出すること。（郵送または持参）

(2) 審査

① 審査の目的

本業務を受託するにあたっての組織の推進体制（プロジェクトチーム、人員数、関連協力会社等とのネットワーク等）や過去の実績、企画内容を審査するとともに、プレゼンテーションの実施により本業務に対する本県の考え方との親和性、企画実現性、効果等を把握し、契約社1社を選定する。

② 提出書類

項目	内容	部数
会社概要	会社概要が把握できる資料 （規模、財務状況等）	8
組織体制	本業務遂行のための体制が把握できる資料 （プロジェクトチームの編成、人員数、関連会社や各種媒体等の協力会社のネットワーク等）	8
主な実績	主なPR業務に係る実績が把握できる資料 （例：メディアミックスによるPR等）	8
企画提案	ターゲットニーズに対応したコンセプトによる、本県への観光客誘致や飲食店・宿泊施設等の利用促進、県産酒と食の消費拡大を志向した企画内容が把握できる資料 【基本的な記載事項】 ・本業務遂行にあたっての基本的な考え方 （コンセプト、方針 等） ・活用予定のメディア ・総合的な企画内容（具体的なメディアや手法、関連会社等へ委託する場合はその内容等） ・スケジュール ・ブランド向上効果の考え方（ターゲットの位置づけ、イメージ向上効果等） ・効果の測定方法 （クリッピング、広告費換算、到達度測定）	8
見積書	本体価格及び消費税が把握できる見積書	8

③ 提出期限

令和2年7月27日（月） 15：00

④ 提出方法

郵送または持参

⑤ 第1次審査

参加申込者が5者を超える場合には、提出された企画提案書及び見積書について評価し、5者以内に絞ることがある。

1) 期日：令和2年7月28日（火）

⑥ プレゼンテーション

1) 期日：令和2年8月3日（月）

2) 場所：山梨県庁内会議室

3) 時間：各参加社のプレゼンテーション開始時刻は別途通知

4) 方法：パワーポイント等スライドの使用、模型等の活用等、各参加社において決定して構わない。ただし、会場の都合上、特殊な方法で行う場合は、事前に連絡すること。

⑦ 結果の通知

審査終了後、速やかに通知する。

(4) 注意事項

提出書類の様式は自由とする。ただし、A4版とする。（A3折込可）

4 契約

(1) 審査の結果、最終的に契約社を1社選定し、委託契約を締結する。

(2) 契約期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。

(3) 企画提案の内容につき委託契約締結後、契約金額範囲内で変更する場合がある。

(4) 著作者人格権による損害賠償の請求等については、本件契約社においてこれを処理する。

5 質問について

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案実施要領に対し質問がある場合は、質問票（別紙2）に記載のうえ、電子メールまたはFAXにて次の宛先に送付すること。

電子メール宛先：山梨県観光文化部観光振興課 家登（かと）宛

(kato-zrf@pref.yamanashi.lg.jp)

FAX番号：055-223-8876

(2) 質問受付期間

令和2年7月15日(水)午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込書の提出があった全ての者に対し、電子メールまたはFAXで行う。

6 提案の無効に関すること

次のいずれかに該当する場合、その提案者の提案は無効とする。

(1) この要領に定める手続きに適合しない場合

(2) 企画提案書に虚偽の記載があった場合

7 その他

(1) 本企画提案に要する費用は、参加社の負担とする。

(2) 選考経過についての問い合わせは受け付けない。

8 各種書類提出先・問い合わせ先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 観光文化部 観光振興課 ワイン県・ブランド推進担当

電話番号(直通) 055-223-8876

FAX番号 055-223-1438

9 参考

○ 富士の国やまなし観光ネット「ワイン県」

<http://www.yamanashi-kankou.jp/taste/wine/wineken.html>

(別紙1)

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

参加申込書

「ワイン県やまなし・県産酒販売促進キャンペーン業務委託」に係る企画提案に参加を申し込みます。

<企画提案社の概要>

企画提案社	会社(団体)名	連絡担当者	所属
	所在地		役職
	ホームページアドレス		Tel Fax E-mail
設立年月		資本金(億円)	
売上金(億円)		従業員数(人)	
山梨県との契約を行う事業所(商号又は名称、所在地、代表者)		関連会社	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 様

[法人、団体にあたっては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあたっては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

(別紙2)

山梨県 観光文化部 観光振興課 ワイン県・ブランド推進担当 家登 宛

送付日：令和 年 月 日

質 問 票

会社名		住 所	
所属部署		TEL	
質問者 氏 名		FAX e-mail	
[質問内容]			